

一般廃棄物処理業許可証

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条 **第1項** **第6項**の規定による許可をします。

許可業者	住所 (所在地)	新潟県上越市大字福橋625番地
	氏名 (名称)	株式会社 マキタ創建 代表取締役 牧田 雅之
処理業の種類	一般廃棄物収集運搬業	
取り扱う廃棄物の種類	上越市内で発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）	
処理料金	-	
許可の期間	令和6年3月1日から令和8年2月28日まで	
許可の条件	1 上越市内の一般廃棄物処理施設及び各再資源化関係法令に規定する引渡し場所への運搬及び荷降しを許可する。 2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び同法施行規則並びに上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例及び同条例施行規則を遵守すること。 3 許可を受けた権利を他に譲渡又は転貸しないこと。 4 申請の内容に変更が生じた際は、直ちに市長に届け出ること。 5 以上の条件に違反した際は、許可を取り消すことがある。	

令和6年3月1日

上越市長 中川 幹 太



(付記)

- (1) この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- (2) この決定について、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記(1)の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

